

# 東京都職員措置請求書

東京都監査委員御中

2017年9月19日

## 1 請求の趣旨

知事特別秘書・野田数氏に対して都知事が支給した2017年6月分給与70万6000円および、一般職職員が同月1ヶ月間を無断欠勤した場合の地域手当・期末手当の減額分に相当する金員の支給は、同人の不当利得にあたるため、返還請求を知事にさせるなど必要な措置を求める。

## 2 請求の理由

野田特別秘書の勤務予定や勤怠記録はいっさい作成されていない。また、野田秘書は専用の公用車で通勤をしており、通勤手当は支給されていない。その専用車の運行記録は存在する。

つまり、野田秘書の勤務状況を知る唯一の手がかりはこの専用公用車の運行日誌であるが、同運行記録によれば、2017年6月は4度しか運行していない事実が認められる。これは同月の登庁回数が4度にすぎなかったことを示している。この運行記録は、4度の登庁を推認させるだけのものであって、勤務をしたことの証明にはならない。

これらの事実から、2017年6月の1ヶ月間、野田氏が特別秘書という公務員としての職責をいっさいか、あるいはほとんど果たしていなかったことは明白である。一般職職員における無断欠勤に等しい状況であった。よって同月の給与は違法・無効な支給である。また、一般職職員が同月1ヶ月間無断欠勤した場合の期末手当と地域手当の減額分に相当する金員の支給も違法・無効である。

2017年6月当時、野田氏は政党「都民ファーストの会」の幹事長の地位にあった。そして6月23日には都議会議員選挙が告示され、7月2日に投開票が行われた。6月1ヶ月の間、特別秘書の公務よりも選挙活動に没頭していたことが強く推認される。

東京都の知事特別秘書は、特別職であると同時に常勤職である。なお人事課や秘書課職員は、請求人に対する従前の説明のなかで、「特別秘書は特別職であるから、非常勤でも常勤職でもない」などと述べ、常勤職であることを明言していない。しかし、特別秘書の給与・手当は、常勤職である一般職職員の例にならって支給する旨「東京都知事等の給与に関する条例」で定めているのであるから、常勤職であることは明らかである。

常勤的な仕事をすることを前提として給与を支給している職員が無断欠勤をすれば、相応の不支給がなされなければならない。しかしながら都知事は、野田氏が6月はほとんど欠勤したにもかかわらず漫然と満額の給与・手当を支給した。これは条例に反した違法・無効な支給であり、都に損害を与えた。6月分給与は野田氏の不当利得にあたり、都知事は返還請求権を行使する義務を負う。

仮に本件支給が条例に反していないとしても、勤務実態がないにもかかわらず漫然と給与を満額で支給できるとした条例の規定は、地方自治法204条の

趣旨を逸脱して違法というべきである。違法な条例に基づく支給は給与条例主義に反して違法・無効である。

なお、監査請求の対象のうち手当額については具体的金額を示していないが、都の条例等によって計算可能であるのであるから、監査可能な程度に財務会計行為は特定されている。監査委員において金額を確定されたい。

### 3 請求者

住所 杉並区

職業 ジャーナリスト

氏名 三宅勝久

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

### 4 別紙事実証明書

- ・庁有車運転日誌（野田数知事特別秘書、2017年5月31日～7月3日分）

以上